

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年9月20日（平成30年（行情）諮問第404号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行情）答申第380号）

事件名：特定税務署が破産管財人の法人税等の無申告を見逃す基準に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「法人税及び消費税の申告義務を負っている破産会社の破産管財人が破産会社の法人税及び消費税の確定申告をしていない場合、特定税務署は、どのような基準で破産管財人の無申告を見逃すことにしているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月18日付け特定記号第73号により特定税務署長（以下「特定税務署長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、審査請求書に添付された資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求人は、特定税務署長に対し、特定法人破産管財人の特定弁護士（以下「特定破産管財人」という。）について以下の事情があることを理由に、特定年月日A付けで処分等の申出をした（以下「本件処分等の申出」という。）

ア 特定破産管財人は、①平成25年5月頃、特定市Aにあった破産者の建物を特定金額a（うち、買主から受領した消費税は特定金額b）で売却したり、②同年7月頃、特定市Bにあった破産者の建物を特定金額c（うち、買主から受領した消費税は特定金額d）で売却したりした。

それにもかかわらず、特定破産管財人は、消費税の確定申告をしていない。

イ 特定破産管財人は、平成24年8月期及び解散事業年度の確定申告をしていない。

ウ 平成27年5月27日付けの財団債権弁済報告書（第3順位の財団債権）及び平成27年6月17日付けの財団債権弁済報告書（第4順位の財団債権）からすれば、上記アの消費税は全額を納税することが可能であるし、上記イの法人税及び消費税も半分以上は納税することが可能である。

(2) 特定税務署長は、特定年月日A過ぎ頃、本件処分等の申出を受けたにもかかわらず、特定破産管財人に対し、特定年月日B時点においても、特定法人に関する法人税及び消費税の確定申告をさせなかった。

(3) 以上に述べたとおり、特定税務署長は、法人税及び消費税の申告義務を負っている特定破産管財人が特定法人の法人税及び消費税の確定申告をしていないことを認識しているにもかかわらず、特定破産管財人の無申告を見逃しているといえる。

そのため、特定税務署長は本件対象文書を保有しているといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年6月18日付け特定記号第73号により、本件対象文書は保有しておらず、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

税務署では、無申告法人に対して、実態に応じて行政指導又は調査（以下「無申告行政指導等」という。）を実施している。当該事務は、法人課税事務提要及び国税局から税務署に対する指示文書（以下「法人課税事務提要等」という。）に基づき実施されているが、法人課税事務提要等に無申告を見逃すことについての記載はない。

また、特定税務署においても、法人課税事務提要等に基づき無申告行政指導等の事務を行っており、無申告を見逃す方針を独自に採用しておらず、したがって、そのような方針を示す文書も作成されていない。

なお、破産会社においては、破産管財人が法人税の申告を行うこととなるが、無申告の場合の事務は、上記と同様である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書は、処分庁において作成及び保有の事実認められず、行政文書不存在として行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年9月20日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月22日 審議
- ④ 平成31年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3（理由説明書）のとおり、税務署では、破産会社であるかどうかにかかわらず無申告法人に対しては、法人課税事務提要等に基づき、無申告行政指導等を行っているが、法人課税事務提要等に無申告を見逃すことについての記載はない旨説明し、また、特定税務署においても、法人課税事務提要等に基づき無申告行政指導等を行っており、破産会社の無申告を見逃す方針を独自に採用することとした文書を作成し保有しているといった事実は認められない旨説明する。

(2) 当審査会において、諮問庁から法人課税事務提要及び特定国税局長が処分庁を含む管内税務署長宛てに平成29年7月3日付けで発出した「平成29事務年度における法人課税事務実施要領について（指示）」（以下「本件指示文書」という。）の提示を受けて内容を確認したところ、法人課税事務提要は、法人課税事務を運営するため具体的な事務手続を定めたものであり、本件指示文書は、法人課税事務提要に定められた事務手続を行う際の実施要領を定めたものであると認められる。そして、それらの中には、無申告行政指導等を実施する場合に関して、「過去の申告状況や資料情報等の内容を検討した結果、多額の申告漏れが想定されるなど、調査必要度が高い稼働無申告法人については、行政指導によらず、実地調査の対象として（中略）進捗ある調査を実施する」、 「（前略）各種資料情報等から臨場による実態確認が必要と認められる場合には、納税義務者であるかどうかの確認及び申告指導を目的とした行政指導として、実地無申告行政指導を行う」などの記述があることが認められる。しかしながら、審査請求人が開示を求める破産会社の無申告を見逃す基準と解される記述は認められない。

(3) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、税務署における無申告行政指導等の実施の状況について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

国税当局では、適正・公平な課税を実現するため、限られた人員等を

バランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営に努めており、税務署において法人課税事務提要等に基づき無申告行政指導等を実施するに当たっては、無申告法人に対する税務調査を実施するか否かの判断やどのような無申告行政指導を実施するか等の判断は、諸般の事情を総合的に検討した上で実施している。

- (4) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点はなく、その他、特定税務署が本件対象文書を保有していると認めるに足る特段の事情もないことから、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子